

○議長（吉田敏郎）

続いて、議案第16号 令和2年度開成町介護保険事業特別会計予算の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保健健康課長（高橋靖恵）

続きまして、予算書の171ページをお開きください。議案書を朗読させていただきます。

議案第16号 令和2年度開成町介護保険事業特別会計予算。

令和2年度開成町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4千856万7千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2千万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の款項の間の流用。

令和2年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。1款保険料から9款諸収入まで、次のページに移りまして、歳出でございます。1款総務費から7款予備費まで、合計で11億4千856万7千円でございます。

続いて、177ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括として、本年度と前年度予算額の比較となっております。歳入、歳出ともに本年度予算11億4千856万7千円で、前年度より5千346万2千円の増となっております。

歳入でございます。昨年度から介護保険料を改定させていただいていましたけれど、被保険者が増加している状況から、前年度よりも721万8千円増額で計上させていただきました。被保険者につきましては、平成31年4月現在で4千352人でございます。令和2年4月の推計は、4千448人と想定して、保険料を積算いたしました。

一方歳入側では、保険給付費が増額していることから、3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金、5款の県支出金についても、歳出の見込みの影響により増額となっております。

次のページをお開きください。歳出でございます。2款保険給付費は5千989万8千円、6%の増加となっております。これは特に施設介護サービス費と地域密着型介護サービス給付費が増加していることによるものでございます。

次の地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費について、介護予防、包括介護、及び介護予防、通所介護が、平成28年度に総合事業に移行された時から緩やかな伸びとなっております。これらの結果、合計では前年度比、歳入歳出とも5千346万2千円、4.9%の増となっております。

それでは予算書の180ページと説明資料の60ページをお開きください。説明資料に沿って御説明いたします。まず60ページ、歳入でございます。介護保険料でございますが、第1号被保険者保険料、現年度分の特別徴収保険料でございます。こちらは特別徴収割合を93%と想定し、その下の普通徴収保険料は7%、徴収率をそれぞれ100%と90%と想定して、保険料を積算いたしました。

二つ飛びまして、国庫支出金になります。現年度介護給付費負担金ですが、国からの介護給付費の負担分でございます。施設給付費については15%、施設分以外については、20%でございます。

一つ飛んで、国庫補助金、現年度分の調整交付金です。こちらは後期高齢者の加入割合や所得格差など市町村の財政力の格差を調整するための交付金で、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

次に、現年度分の地域支援事業費交付金介護予防日常生活支援総合事業でございます。国からの介護予防日常生活支援総合事業に対する交付金で、25%の交付率となっております。

続きまして、現年度部分の地域支援事業費交付金包括的支援事業任意事業でございますが、国からの任意事業に対する交付金で38.5%の交付率となっております。

次に、保険者機能強化推進交付金です。第7期計画の地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むため、市町村の取組の達成状況を評価し、交付されるものでございます。こちらは交付額が評価により変動があるため、当初予算では前年度と同額を計上させていただいております。

続きまして、支払基金交付金です。現年度の介護給付費交付金は27%。

一つ飛びまして、地域支援事業支援交付金は、こちらでも27%となっております。

次に、県支出金、県負担金、現年度の介護給付費負担金になります。こちらは施設給付費が17.5%、施設分以外は12.5%となっております。

次の現年度分地域支援事業交付金でございます。こちらは介護予防日常生活支援総合事業に対する交付金で12.5%でございます。

次のページをお開きください。現年度分地域支援事業交付金、任意事業については19.25%の割合となっております。

二つ飛んで繰入金でございます。一般会計繰入金、現年度、介護給付費繰入金は町の負担分として割合が12.5%、その下のその他一般会計繰入金は1名分の職員給与等の繰入金と要介護認定に係る事務費繰入金となっております。

次の地域支援事業費繰入金総合事業分でございますが、こちらは地域支援事業の総合事業の町負担部分の繰入12.5%でございます。

続きまして、地域支援事業費繰入金任意事業につきましては19.25%の割合と

なっております。

続きまして、低所得者保険料軽減繰入金、こちらは第6期計画からスタートしたもので、公費による保険料軽減策の強化として低所得者のために保険料を軽減するものでございます。令和元年10月の消費税率アップに伴う第1段階から第3段階までの方の公費負担分として国2分の1、県、町それぞれ4分の1を負担してくれるものでございます。

以下については項目設定でございますので省略させていただきます。

続きまして予算書は186ページ、説明資料は64ページをお開きください。説明資料64ページ、二つ目の介護認定審査会費です。足柄上衛生組合が行う介護認定審査会に要する開成町の負担分となります。管理経費割と実績割で計上しております。

次に認定調査関係費になります。非常勤の認定調査員等が自宅や施設に出向き、調査を行っております。令和2年度は、599件を計上してございます。また、遠隔地には、認定調査を委託により実施しており、こちらは6件を想定してございます。

三つ飛びまして施設介護サービス給付費となります。こちらは特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型の医療施設に入所して受ける介護サービスの給付になってございます。前年度当初予算より2千260万8千円の増を見込んでございます。

三つ飛びまして、居宅介護とサービス計画給付費になります。こちらは認定者の伸びなどから前年度より120万円の増とさせていただきました。

一つ飛びまして、地域密着型介護サービス給付費です。こちらは認知症対応型の通所介護、認知症対応型の共同生活介護等によるサービスでございます。利用者の伸びから3千402万円の増で見込んでおります。

次のページをお開きください。66ページです。介護予防サービス等諸費になります。1行目の介護予防サービス給付費は要支援の方の訪問、通所、短期入所など在宅で受ける介護サービスに係る給付で、要支援認定者の伸びから、前年度より180万円の増とさせていただきました。

下から四つ目になります。特定入所者介護等サービス給付費でございます。こちらは居住費と食費が自己負担になったことで、低所得者に対して給付を行っているものでございます。給付実績から前年度120万円の増とさせていただいております。

次のページをお開きください。68ページとなります。四つ飛びまして、包括的支援・任意事業費でございます。まず、地域支援、地域包括支援センター運営事業費ですが、平成24年度から地域包括支援センターを法人に委託しております。その委託経費を計上しております。また、センターに係る運営協議会の関係経費もここで計上してございます。

次の包括的支援事業費は、在宅医療、介護連携推進事業や生活支援体制整備、認知症の総合支援事業に係る経費でございます。今年度は認知症ガイドブックを更新し、配布をいたします。

次の任意事業は、介護給付費の適正化事業や認知症サポーターの養成事業等でございます。以下、項目設定でございますので、御説明を省略させていただきます。

予算書の189ページをお願いいたします。7款予備費となります。予備費は特定にあてず保留分として、596万6千円を計上いたします。

御説明は以上となります。

○議長（吉田敏郎）

以上で、議案第16号 令和2年度開成町介護保険事業特別会計予算の説明を終了とします。